

◎開議の宣告

○塩田勉 副議長 おはようございます。

30番田中敏雄議員から遅刻する旨の、27番石山米男議員から欠席する旨の届け出があります。
ただいまから本日の会議を開きます。

◎市長発言

○塩田勉 副議長 市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

本日、本会議最終日の貴重なお時間をちょうだいいたしまして、このたびの東北地方太平洋沖地震に当たっての当市の対応並びに被災地への支援について、私から議員の皆様、市民の皆様に対してご報告をさせていただきたいと存じます。

まずは、観測史上最大の地震により、尊い命を失われた多くの皆様のご冥福を心からお祈り申し上げます。毎日深刻な被害状況が報道されておりますが、被害の全容がわかるには、相当の時間がかかることと思われまます。一人でも多くの被災者の方々の命が救われますことを心から願っているところであります。

それでは、報告をいたしたいと思ひます。

3月11日に発生したこの地震により、市内で震度5弱を観測しました。市では、防災計画に定めるとおり、直ちに鈴木副市長をトップとする災害対策部を北庁舎3階に立ち上げ、たび重なる余震と停電の中、情報収集に当たりました。幸い、市内では人的被害や建物などに大きな被害はなく、安心したところでもあります。しかし、停電により市内浄水場では水をくみ上げることができず、断水を余儀なくされました。既に横手防災センターや雄物川保健センターに避難された方々がおりましたので、災害援助協定を結んでいる業者の皆様からの協力を得ながら、水と食料の確保に努めたところであります。

翌朝には電気が少しずつ復旧してまいりましたので、その回復状況についての広報活動と市内各庁舎の電気の回復に合わせ、市民の皆様には携帯電話の充電サービスを開始いたしました。停電により困っていた地域の多くの皆様のご利用をいただき、大変喜んでいただけたとの報告を受けております。

3月13日には、ライフラインがすべて回復いたしました。上水道は濁り水が発生したため、引き続き給水車を配備して、市民の皆様には水を提供いたしました。

3月14日から市役所は通常業務に戻ることができましたが、皆様ご存じのとおり被災地である岩手、宮城、福島は直ちに支援が必要な状況であります。全国醗酵のまちづくりネットワーク協議会でおつき合いのある宮城県大崎市は、津波で壊滅的被害を受けた南三陸町からの避難者を受け入れており、当市

に対し食料などの支援要請がありました。市では直ちに準備を整え、3月15日に米やおかゆなどの食料品や毛布などの生活用品に加え、市民の皆様から寄せられた多くの支援品をお届けしたところでありませす。また、釜石市ではおむつなどの生活用品が不足しているとの情報を得ましたので、急遽物資をかき集め、3月16日に職員を派遣してお届けいたしました。

さらに、釜石市と大船渡市とは、北東北地域連携軸構想推進協議会で災害援助協定を結んでおりますので、大仙市や湯沢市、由利本荘市と協力して本日支援品をお届けしに向かっているところでありませす。

また、友好都市でもあります那珂市でも被害が発生し、避難生活を送られている方もいると聞いております。現在、那珂市と連絡をとり合い、どのような支援が最善かを検討しているところでありませす。

これまでの支援活動は以上のとおりでありませすが、本市としましては、物資をお届けするだけでは十分な支援とは言えないと考え、避難者の受け入れも同時に検討しておりました。県からも避難者受け入れの要請がありましたので、昨日3月17日12時30分に私を本部長とする震災支援対策本部を立ち上げ、市内公共施設おおむね20カ所を避難者の受け入れ施設に指定し、500名程度の避難者を受け入れる態勢を整えました。あわせて、この避難者とは別に福島第一、第二原発の事故に伴う避難者も受け入れることといたしましたので、皆様にご報告いたします。

今後、避難所開設は長期にわたることが予想され、市民の皆様にもボランティアなど相当なご協力をお願いしなければならないと思っております。ガソリンや灯油などの燃料が全国的に不足し、市民の皆様もご不便を感じていることとは存じませすが、被災地域の一刻も早い復興のため全市民の団結とご協力を切にお願い申し上げます、私からの報告とさせていただきます。

以上でありませす。

◎議長報告について

○塩田勉 副議長 監査委員より例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付してあります。

市長から議案第19号工事請負契約の締結についての一部について訂正したい旨の届け出があります。

◎議案第19号の一部の訂正について

○塩田勉 副議長 日程第1、議案第19号工事請負契約の締結についての一部の訂正についてを議題といたします。

市長から工事請負契約の締結についての訂正の理由について、説明を求めませす。

教育総務部長。

○築山富 教育総務部長 それでは、ただいま議題となりました議案第19号の訂正についてご説明申し上げます。

お手元の資料をご覧になっていただきたいと思います。さきに配付した資料は、61ページでございま

す。それでは説明いたします。

この議案は、今回の議会に提出しておりました議案第19号西部地区中学校統合事業横手明峰中学校屋外体育施設工事の工事請負契約の締結についての契約の相手方から、東翔を削り、横手・伊藤西部地区中学校統合事業横手明峰中学校屋外体育施設建設工事特定建設工事共同企業体代表者、横手建設株式会社、代表取締役、武茂広行氏に訂正しようとするものでございます。

理由でございますけれども、本工事を落札し仮契約を締結して、共同企業体より、構成員であります株式会社東翔が破産手続を開始していることについて運営委員会を開催した結果、同社が脱退し残りの構成員である横手建設株式会社及び伊藤建設工業株式会社で出資比率割合をそれぞれ51%と49%に改め、2者により本工事を完成させることで合意したので、同共同企業体構成員の変更及び共同企業体の名称を変更していただきたい旨の願いがありましたので、市でも事実関係を把握しましてそれを承認し、変更仮契約を締結したことによるものでございます。

なお、本工事における共同企業体結成の条件は、特定建設業の許可を受けた建設一式工事格付A業者2者または3者としており、当該共同企業体の構成員1者が脱退することで構成員は2者となりますが、入札の条件には適合しております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○塩田勉 副議長 ただいま議題となっております議案第19号の一部の訂正の承認についてを起立により採決いたします。

議案第19号の一部の訂正については、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 副議長 起立全員であります。したがって、議案第19号の一部の訂正については承認することに決定いたしました。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

総務文教常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午後 2時15分 再開

○塩田勉 副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第9号～陳情23第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○塩田勉 副議長 日程第2、議案第9号横手市児童館設置条例の一部を改正する条例より日程第24、陳情23第4号2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求めることについてまでの23件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（22番寿松木孝議員）登壇】

○寿松木孝 厚生常任委員長 厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

今定例会におきまして、厚生常任委員会に付託になりました議案21件と陳情2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第9号につきましては、主な質疑と答弁を申し上げますと、築41年の児童館の譲渡についてとの質疑があり、当局より払い下げする場合はその後も十分使える形での譲渡が望ましいということで、この児童館は昨年、屋根と土台を修繕した。町内会のほうから自分たちで管理運営していきたいという申し出にこたえるものであるとの答弁がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号及び議案第12号では、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号では、南部地域包括支援センターの場所の変更についてとの質疑があり、当局より地理的に南部地区の中心部ということと、相談に来られる方が増えてきたということで場所を変更した。センターの移転による地域への影響まで考えが及ばなかったが、引き続き地域へ出向いて相談に応じる姿勢で臨むとの答弁がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号では、主な質疑と答弁を申し上げますと、法定外繰り入れの減額についてとの質疑があり、当局より共同安定化事業への拠出金が減額されることになったため、国保の財政負担はかなり軽減されており、一般会計からの繰り入れを少なく抑えることができたとの答弁がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号では、質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号では、主な質疑と答弁を申し上げますと、介護予防特定高齢者施策についてとの質疑があり、当局より特定高齢者把握事業においては、当初、特定高齢者の対象見込み者数で予算を計上した。市の特定健診だけでは国保加入者に限られることから、健診を受けていない方々にも生活機能を把握するため基本チェックリストをお願いした。その中の生活機能の低下が見られる方々を生活機能評価受診に結びつけたことなどで、1,900名ほど前年より実績が伸びている。徐々にだが介護予防の意識や介護予防事業の効果が出てきていると考えるとの答弁がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号では、介護認定の審査件数について質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号では、指定管理をしているところの収支的なものはうまくいっているのかとの質疑があり、当局より21年度分で赤字になっているところはない。おおむね500万円から3,000万円ほどの黒字である。細かい経営内容までは把握していないが、利用者が困ることのないサービスの提供を指導し

たいとの答弁がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号では、繰入金の減額についてとの質疑があり、当局より一般会計からかなりの額を繰り入れてもらっており、今年度から単年度会計処理をしていく方針で、残った分を一般会計に戻そうとするものであるとの答弁がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号では、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号では、未収金の中身の分析についてとの質疑があり、当局より過年度分で大口の方たちはほとんど生保家庭になり、今の段階では回収できないという状況がある。高額の医療費は、限度額申請制度を利用していただければ世帯の限度額だけを払えばよいので、患者さんに対してみれば負担が少なくなってきたのではないかと思うとの答弁がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号では、国が検討を進めている新しい医療制度について質疑があり、討論では立身万千子委員より、本案に反対である。根本的には国の仕組みを変えなければならない。市民の命を守るのが第一なのに、国民皆保険とはいいいながらも実際にはどんどん崩れてしまっている中で、国のあり方はこれでいいのか。国が示している方向性は非常に危険であり、そのまま受け入れてしまっは地方自治体がだめになってしまうのではないかという意味で反対するとの討論があり、また齋藤光司委員からは、本案に賛成である。国自体が制約や方向性を決め、国の姿もよく見えない中での不安はあるが、国策や県策とは別に市としても行政主導でやれる部分の中で頑張ってくれている予算だと思う。もっと工夫の余地はあるかもしれないが、市長の政治信条、政治の方向性に向けてたたえて感謝しながらこの予算に賛成したいとの討論がありました。本案について、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第45号では、質疑はなく、討論では立身万千子委員より、本案に反対である。国の仕組みが混沌としており、医療機関に受診する際の後期高齢者の方の問題は非常に難しく、大きな問題があることについて警鐘を鳴らしたいという意味で、流動的だがあえて後期高齢者医療制度そのものに反対するとの討論がありました。本案について、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号では、主な質疑と答弁を申し上げますと、介護施設の建設と給付費や介護保険料の関係についてとの質疑があり、当局より特別養護老人ホームの入所待機者は多くいるので、第5期介護保険事業計画で一定の計画は必要と考えるが、現在整備中の小規模特養やショートステイなどの増加に伴ってどれだけの整備が必要なのか、アンケートも集約しながら分析を進めていく。介護保険料は平成23年度に基金の取り崩しがないと仮定すれば、保険料換算で月4,000円台の後半になってきている。第

5期計画は、積み立てがほとんどない中でスタートせざるを得ず、現状レベルのサービスであっても給付がどんどん増えてくるため、保険料は高いものになると想定される。また、施設の整備によりさらに保険料が上がるのが予想され、そのバランスを考慮し、介護運営協議会の意見なども伺いながら計画案を策定してきたいとの答弁がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号では、機構改革後の包括支援センターの体制についての質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号では、職員の帰任予定についての質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号では、待機者の状況についての質疑があり、当局より昨年9月で90名の待機者がいる。老健おおもりの平均介護度は3.5で、市直営施設として重要な位置づけになっている。施設入所の男女比は3対7であるが、ベッドコントロールの関係で、希望する方がいてもスムーズに入所につながらない部分はあるとの答弁がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号では、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号では、これからの方向性についての質疑があり、当局より保護者の意向や現状の状況を踏まえ、今回の大和更生園の改修やグループホームの建設を考えた。今後必要な施設については、我々が一定のビジョンを持ちながら民設民営という形で検討していく必要があるのではないかと考えているとの答弁がありました。本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、横手病院の駐車場についての質疑があり、当局より解体工事をした後駐車場を整備する。その分の駐車台数は増えるので、増築前の患者さん用の駐車場の台数はほぼ確保できると考えているとの答弁がありました。本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第16号では、立身万千子委員より、賛成の立場で討論する。憲法に戻れば、最低限度の健康な生活を送るための最低の保障は医療だと思う。自治体がよりよい医療を目指していかない限りはよくなるという意味もあって、これは最低限度の問題だということもあり、私は陳情に賛成するとの討論がありました。また、播磨博一委員からは、反対の立場で討論する。労働基準法では週40時間労働になっていると思うが、医療現場だけが週32時間でというのはほかへ与える影響も大きいと思われる。医療現場の困っている部分というのはわかるが、社会的にもっと大きいことを議論しながら進めていかなければこの陳情には無理があると思うし、私たちはもっと現実を見ながら議論をしていかなければならないという意味で、不採択だと思うとの討論がありました。本陳情について、起立採決の結果、起立

少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情23第4号では、意見、討論はなく、起立採決の結果、起立者なしで不採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○塩田勉 副議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。6番。

【6番（齊藤勇議員）登壇】

○6番（齊藤勇議員） 私は陳情23第4号2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求めることについて、これについて賛成の立場で討論いたします。

年金生活者の現状は、年金額の低下に伴って生活費に充当する収入額が本当に減っており、さらにこの4月から食品や灯油などの生活必需品が値上がりする見通しの中で逼迫する一方であります。年金を掛けてこなかったあるいは年金の掛金が少なかった人々を批判する前に、ため込みをしながら、なお法人税の減税や証券優遇税制を存続させている大資産家に目を向けるべきであり、いわゆる所得の再分配を大もとの国に強く求めなければ市民の老後は憂慮すべきものと考えます。したがって、この陳情に賛成をいたします。どうぞひとつよろしくご賛同のほどお願い申し上げます。

以上であります。

○塩田勉 副議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第26号平成22年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 副議長 起立多数であります。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第44号平成23年度横手市国民健康保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 副議長 起立多数であります。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第45号平成23年度横手市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 副議長 起立多数であります。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第51号平成23年度横手市障害者支援施設特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 副議長 起立全員であります。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第65号平成23年度横手市病院事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 副議長 起立全員であります。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております5件及び陳情を除く16件について採決いたします。

16件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 ご異議なしと認めます。したがって、16件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、陳情第16号大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 副議長 起立少数であります。したがって、陳情第16号は不採択とすることに決定いたしました。

た。

次に、陳情23第4号2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 副議長 起立少数であります。したがって、陳情23第4号は不採択とすることに決定いたしました。

◎議案第10号～陳情23第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○塩田勉 副議長 日程第25、議案第10号横手市死亡獣畜保冷施設設置条例の一部を改正する条例より日程第32、陳情23第3号労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求めることについてまでの8件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

【産業経済常任委員長（11番土田祐輝議員）登壇】

○土田祐輝 産業経済常任委員長 今定例会において、当委員会に付託になりました議案6件、陳情2件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第10号については、質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号、議案第21号、議案第32号及び議案第39号については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、温泉施設のあり方について、それぞれの施設ごとにコンセプトが違うと思うが、各施設ごとに説明していただきたいとの質疑に対し、当局より雄川荘、えがおの丘については、いろいろ協議しているが、早急に経営企画課や産業経済部と詰めてある一定の方向が早目に出せたらと考えている。なお、雄川荘については、平成23年度もバレーボール初めスポーツ大会などいろいろな大会の受け入れ等を含め、この施設を利用していただきたいと考えている。また、えがおの丘については健康増進に特化した形で経営を進めていきたいと考えている。さくら荘については、いろいろ経営努力してきているが、これからも大学や高校のスポーツ関係の合宿を中心にして利用客の増を図りたい。すぐそばにグラウンドがあり、体育館のバスケのコートも十分とれるので、その辺をターゲットに積極的にPRして利用客の呼び込みに人脈、つながりを生かして今後も取り組んでいきたい。ゆっふるについては、オープン以来利用客は年間11万人超で推移している。開設のコンセプトが地域交流施設ということで、現在もほかの施設と違い非常に日帰り客が多いという特性がある。地域のキーステーション的な施設として、場所的な利点も活用して横手市内外の日帰り客

に足を運んでいただくような施設づくりをしていきたい。さらに、サービスを充実させる取り組みを始めていて、その中で利用料収入の増に結びつけていきたいと考えている。大森健康温泉については、地域の高齢者の皆さんの本当に気軽な温泉施設として、地域づくりの視点からも地域の活性化を図るための施設に利用できないか模索しているとの答弁がありました。本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情23第2号については、高橋大委員より反対の立場で、雇用される側の賃金が上がり、生活水準、労働意欲が向上するということは活性化の面でも望ましいことだと思っている。しかし、秋田県の雇用情勢、有効求人倍率などが全国的にも低い中で、さらに賃金を上げての雇用となると中小零細企業は雇用すること自体が厳しくなると思う。その意味においてこの地域の実情にそぐわないと思われるので、不採択にすべきであるとの討論がありました。また、齊藤勇委員より賛成の立場で、ここ数年前と比較すると平均で67万円くらいの減収で、消費も伸びず、結局会社や製造工場が不況で倒産にもなっていく。むしろ賃金を上げれば好影響、好循環が生まれる。いきなり都会並みにしろということではなくて、800円から1,000円という幅を持たせて、中小企業の経営支援を含めて地方は地方に合ったように引き上げていくことが、全体の経済の好循環になると言っている。願意を認め賛成するとの討論がありました。本陳情について、起立採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情23第3号については、高橋大委員より反対の立場で、労働者派遣法の改正については、今の法律が完全なものだとは思っていない。しかし、この陳情の登録派遣、製造派遣の全面禁止ということに対しては、さまざまな雇用する側、される側の立場がある中で、今の産業構造上かなり無理があるのではないと思う。仮に今のような派遣を交えない雇用形態であれば、恐らく製造業の企業は海外移転などしてしまい、さらに労働者の受け皿が減っていくことを考えると、労働者側にも不利な場面があるのではないと思う。改正については考えていくべきと思うが、この陳情に関しては不採択にすべしと思うとの討論がありました。また、齊藤勇委員より賛成の立場で、派遣が災いとなり正規雇用者にも悪影響を及ぼして待遇が悪くなり、収入が減るという悪循環はこれまでも多々あった。それで、政権政党も含めて超党派で抜本改正しようとされていたが、残念ながら進展せず現在に至っている。しかし状況は悪化の一途で、早速やらなければいけない時期に置き去りにになっていることは、地域経済にとっても大変なことである。登録派遣や製造派遣では容赦なく切られることから、これは早速全面禁止にしなければいけないということの記載もあるので、極めて願意妥当で賛成であるとの討論がありました。本陳情について、起立採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○塩田勉 副議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第10号横手市死亡獣蓄保冷施設設置条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 副議長 起立全員であります。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております1件及び陳情を除く5件について採決いたします。

5件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 ご異議なしと認めます。したがって、5件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、陳情23第2号最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援の拡充を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 副議長 起立少数であります。したがって、陳情23第2号は不採択することに決定いたしました。

次に、陳情23第3号労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 副議長 起立少数であります。したがって、陳情23第3号は不採択することに決定いたしました。

◎議案第15号～陳情23第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○塩田勉 副議長 日程第33、議案第15号横手市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例より日程第50、陳情23第1号市道今宿東3号線改良工事についてまでの18件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

【建設常任委員長（15番佐藤徳雄議員）登壇】

○佐藤徳雄 建設常任委員長 今定例会において、建設常任委員会に付託になりました議案17件、陳情1件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第15号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、道路占用料が減額となった理由についてとの質疑に対し、当局より平成21年に行われた固定資産税評価額の評価替えをもとに、賃料の水準の変動を調べた結果を基礎としているとの答弁がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号について、駅東側に人が集まれる場所や人の流れをつくるとする事業の成果をどのように評価しているかとの質疑に対し、当局より居住人口やスーパーへの買い物客なども増えている。平成23年度に来外者数、歩行者数などの調査を実施し、事後評価をする予定であるとの答弁がありました。本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号について、卸団地7号線の未整備部分への対応はとの質疑に対し、当局より統合中学校の通学路として整備するとの答弁がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号及び議案第34号については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号について、繰越明許の理由についてとの質疑に対し、当局より事業の進捗を図るため国からの2次配当があったことによるとの答弁がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号について、浄化槽の設置実績が見込みより減った理由についてとの質疑に対し、当局より設置要望に対応し予算計上したところだったが、降雪期を迎え設置を延期したこともあるようだとの答弁がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号について、料金業務委託のメリットについてとの質疑に対し、当局より市による従来の方法では受け付け時間の延長はできなかったが、お客様センターを開設して平日でも午後5時半まで、水曜日は午後8時まで、土日についても午前8時半から午後1時半まで受け付けする予定である。また4月分の料金からは、コンビニエンスストアで24時間支払いが可能となるとの答弁がありました。そのほか、粉末活性炭による水質改善についての質疑がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号については、議案中の文言について質疑がありました。本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号については、繰り入れの内容についての質疑に対し、当局よりその多くは起債の元利償還に充てられるとの答弁がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号について、計画の進捗状況についての質疑に対し、当局より三枚橋地区については平成26年度までの事業期間として取り組んでいるが、財政状況等により事業期間を延伸する可能性もあるとの答弁がありました。また、減歩率と保留地単価についての質疑に対し、当局より減歩率は21.2%となっている。保留地単価は場所によって異なるが、実勢価格と相違があると思われる部分については見直しをしたいと考えているとの答弁がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号については、流域下水道の汚泥投入についての質疑に対し、当局より12月定例会以降、県と2度協議し、金沢地区の集落排水については汚泥を流域下水道に投入することに対して了解を得た。投入方法については今後検討するとの答弁がありました。また、下水道の整備が終わった地区において、加入率にばらつきがあるかとの質疑に対し、当局より地区ごとにばらつきはある。未加入の理由については、資金面、あるいは高齢者世帯など、ほとんど同じである。加入促進のため、今年度は融資あっせんのほか、供用開始3年以内の地区について重点的に戸別訪問を行い、一定の成果があった。地域への事前説明は今後もきちんと行っていくとの答弁がありました。また、未納の受益者負担金対策についての質疑に対し、当局より全国的な例も参考にしながら対応を検討している。差し押さえ等の滞納処分も考えながら強力に取り組むとの答弁がありました。このほか、加入率と採算性の関係など円滑な事業運営に対する質疑がありました。本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号について、水洗化率の向上は重要な課題だが、公共下水道と浄化槽では工事費に大きな開きがあるように感じる。計画があるから進めるのではなく、事業費と環境を含めて有意義な方法を検討しながら計画の見直しをすべきと考えるがどうかとの質疑に対し、当局より市設置型の合併浄化槽は合併以前からの計画で、平鹿地域と雄物川地域で行われてきた。その他は公共下水道や集落排水、さらにそれ以外は個人設置型浄化槽となっている。それぞれの財源が異なるため単純な比較は困難だが、平成25年度から横手市全体の汚水処理計画に向け、補助金等も含めて平成24年度まで事業の方向性を全体的に見直していきたいとの答弁がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号について、大雄の浄水場が撤去されることで取水権は廃止となるかとの質疑に対し、

当局より水利権については場所の移動も含め国土交通省と協議したが、一たんは返してもらいたいということだった。水源地の撤去は、ピットの上から2メートルまで取り壊し、埋め戻しするとの答弁がありました。また、北部の水質改善対策として東部あるいは中央部から送水するための工事を行ったわけだが、施設はそのままに残すことは維持管理費の無駄とされないかとの質疑に対し、当局より北部浄水場については、多量に取水しなければ水質には問題はなく、予備水源としたいとの答弁がありました。本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情23第1号については、意見、討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○塩田勉 副議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。29番。

○29番(高橋勝義議員) 委員長、1つだけ教えてください。

議案第54号であります。流域下水道への汚泥投入についてであります。これを見ますと、金沢集落排水の汚泥については流域下水道に直接投入することが許可になるというような文言であります。今まで、流域下水道にはバキュームカーから直接投入することについてもいろいろ意見がありました。それが、汚泥が直接流域下水道に投入できるということが、これが決定したわけなんですか。

○塩田勉 副議長 委員長。

○佐藤徳雄 建設常任委員長 当局はそのとおり説明がありまして、投入方法については今後検討するということであります。

以上です。

○塩田勉 副議長 ほかにありませんか。

【発言する者なし】

○塩田勉 副議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第20号土地及び建物権利の取得についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 副議長 起立全員であります。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第40号平成23年度横手市下水道事業特別会計への繰入れについてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 副議長 起立全員であります。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第54号平成23年度横手市下水道事業特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 副議長 起立全員であります。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第66号平成23年度横手市水道事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 副議長 起立全員であります。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております4件及び陳情を除く13件について採決いたします。

13件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 ご異議なしと認めます。したがって、13件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情23第1号を採決いたします。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 ご異議なしと認めます。したがって、陳情23第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎議案第6号～議案第69号の委員長報告、質疑、討論、採決

○塩田勉 副議長 日程第51、議案第6号横手市住民生活に光をそそぐ基金条例より日程第67、議案第69

号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについてまでの17件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（24番佐々木喜一議員）登壇】

○佐々木喜一 総務文教委常任委員長 総務文教常任委員長報告をいたします。

今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました議案17件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第6号について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、通勤手当の基準はどの質疑に対し、当局より比較的多くの団体は人事院で出している通勤手当の額を活用しているが、主に鉄道利用、自動車利用というものを全国ベースで加味して標準化しているようだ。通勤手当はかかった分を支払う実費弁償が基本的考え方なので、細かく配慮して通勤手当を設定している団体は、自動車通勤の実情に合わせた形で支給していると理解しているとの答弁がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号及び議案第17号について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、業者から脱退の連絡が来たのかとの質疑に対し、当局より業者からの届け出であるとの答弁がありました。本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号及び議案第58号について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号及び議案第60号について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号及び議案第62号について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定い

たしました。

次に、議案第68号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、なぜ追加議案となったのか、またその内容についてとの質疑に対し、当局より民間施設と災害時の協定を結んでおり、7日間この施設については被災者を無償で面倒を見てくれるという協定書の内容になっているが、入湯税だけ免除してもらえないかという話があった。その協定の変更が3月だったので、それで急遽追加提案させてもらったということである。災害協定を結んでいる民間施設は、被災者が避難した場合など人数等は把握できるので、改めて申請は必要としないと思う。また、一般的な話をすると、あってはならないことだが大規模災害が起きたりして、今協定を結んでいる施設だけでは措置できないという状況になった場合には、罹災証明など一定の手続きをとって認定してから入湯税を免除する形になると考えている。支援活動についても同様に、ボランティアを想定しているが、一定の窓口を設けてボランティアを受け入れることになると思うので、その名簿等によって措置する形になるとの答弁がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、保険加入の内容についてとの質疑に対し、当局より自動車保険の補償額は、対人は無制限、対物は一般車両200万円、消防車や除雪車などの特殊車両500万円に加入している。横手市では補償額が損害額になる契約をしているので、損害金が500万円までは全額補償している。500万円を超えた分については市財で補償することになるので、来年度から特別車両を1,000万円に引き上げるように検討している。平成21年度は保険額が1,165万7,000円、21年度の共済請求分が440万9,000円である。ただ、22年は事故が多発しているので、かなりの共済金になると思う。全国的に相当な賠償額が支払われたとすると、次年度については掛金が上がるということは想定されていると思う。ただ、公用車については、事故が少ないという状況もあって、これまでは上がった経緯がないと聞いているとの答弁がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○塩田勉 副議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第6号横手市住民生活に光をそそぐ基金条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 副議長 起立全員であります。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第19号工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 副議長 起立全員であります。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております2件を除く15件について採決いたします。

15件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 ご異議なしと認めます。したがって、15件は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第24号及び議案第70号の委員長報告、質疑、討論、採決

○塩田勉 副議長 日程第68、議案第24号平成22年度横手市一般会計補正予算（第11号）及び日程第69、議案第70号平成22年度横手市一般会計補正予算（第12号）の2件を一括議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（6番齊藤勇議員）登壇】

○齊藤勇 一般会計予算特別委員長 一般会計予算特別委員会委員長報告をいたします。

今定例会において一般会計予算特別委員会に付託になりました議案2件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第24号の審査につきましては、3月1日に一般会計予算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する総務文教分科会、厚生分科会、産業経済分科会、建設分科会をそれぞれ設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。

また、議案第70号の審査につきましては、3月9日に一般会計予算特別委員会を開催し、審査案件を既に設置されている総務文教分科会、産業経済分科会の2つの分科会に委嘱いたしました。各分科会審査は3月10日、11日、14日に行われました。先ほど開催した一般会計予算特別委員会における各分科会長の報告は、すべて原案可決でありました。議案2件について、質疑、討論はなく、起立採決の結果、議案第24号は起立多数により、また議案第70号は出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上であります。

○塩田勉 副議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第24号平成22年度横手市一般会計補正予算（第11号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 副議長 起立多数であります。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号平成22年度横手市一般会計補正予算（第12号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 副議長 起立全員であります。したがって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第43号の委員長報告、質疑、討論、採決

○塩田勉 副議長 日程第70、議案第43号平成23年度横手市一般会計予算を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（6番齊藤勇議員）登壇】

○齊藤勇 一般会計予算特別委員長 それでは、ご報告申し上げます。

今定例会において一般会計予算特別委員会に付託になりました議案1件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第43号の審査につきましては、3月1日に一般会計予算特別委員会を開催し、審査案件を総務文教分科会、厚生分科会、産業経済分科会、建設分科会の4つの分科会に委嘱いたしました。各分科会審査は3月10日、11日、14日及び本日用行われました。先ほど開催した一般会計予算特別委員会における各分科会長の報告は、すべて原案可決でありました。

また、鈴木勝雄委員より本案に対し修正案が提出されました。修正の内容は、歳出4款2項4目「廃

「廃棄物処理統合施設整備事業」から不動産鑑定評価業務委託料及びごみ処理統合施設基本設計業務委託料、合わせて2,131万7,000円を減額し、歳入ではこれに伴う国庫補助金を583万3,000円、合併特例債120万円及び財政調整基金繰入金1,428万4,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。分科会長報告及び修正案に対して質疑はなく、修正案に反対の討論がありました。

採決については、初めに修正案に対して起立採決を行った結果、起立少数により否決、続いて原案について起立採決を行った結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上であります。

○塩田勉 副議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。8番鈴木勝雄議員。

【8番（鈴木勝雄議員）登壇】

○8番（鈴木勝雄議員） 議案第43号平成23年度横手市一般会計予算案に反対の立場で討論します。

本予算案は、逼迫した財政の中で市民の長年の要望であった乳幼児医療費無料の年齢枠を入院だけでも拡充されたこと、そして、国民健康保険税の法定外繰り入れを英断されたことについて歓迎するものです。しかし、多くの事業において庁内外の連携を強めることが市民生活向上にとって不可欠であると決算議会でも提起された教訓が生かされておられません。

特に、次の2つの点で私は問題を提起します。

1つには、学校給食センター建設費について、当初の3,000食から2倍の6,000食と大規模化へ、経過説明が不十分であり、食中毒の発生、拡散のリスク増大や発送、材料調達、また、地産地消の普及に関しても問題であること。

2つ目に、一般廃棄物処理統合施設整備事業に見られる予算計上のプロセスには、市民の不安、疑問に答える姿勢が欠如していること。市長みずから市民に丁寧に説明し、住民の理解を得られないうちに用地取得や設計委託の予算は認められないと指摘するものです。

以上の理由で私は本予算に反対します。議員各位の賛同をお願いして終わります。

○塩田勉 副議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第43号平成23年度横手市一般会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 副議長 起立多数であります。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第71号の委員長報告、質疑、討論、採決

○塩田勉 副議長 日程第71、議案第71号平成23年度横手市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（6番齊藤勇議員）登壇】

○齊藤勇 一般会計予算特別委員長 それでは、報告を申し上げます。

今定例会において一般会計予算特別委員会に付託になりました議案1件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第71号の審査につきましては、3月9日に一般会計予算特別委員会を開催し、審査案件を、既に設置されている総務文教分科会、産業経済分科会の2つの分科会に委嘱いたしました。各分科会審査は3月10日、11日、14日に行われました。先ほど開催した一般会計特別委員会における各分科会長の報告は、すべて原案可決でありました。議案1件について質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上であります。

○塩田勉 副議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第71号平成23年度横手市一般会計補正予算（第1号）を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 副議長 起立全員であります。したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○塩田勉 副議長 これで平成23年第2回横手市議会3月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時32分 閉会